

丹波市建設工事等における最低制限価格設定基準

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事等の競争入札における最低制限価格の設定について、統一性を図ることを目的に定めるものとする。

(対象)

第2条 建設工事又は製造の請負に関する契約は、次の場合を除き、原則として最低制限価格を適用するものとする。

(1) 工事又は製造の積算の主要部分が業者見積等に依存している場合で、最低制限価格を適用することが適当でないと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特に最低制限価格を適用することが適当でないと認められるとき。

(設定の基準)

第3条 最低制限価格の決定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費相当の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費相当の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等相当の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額とする。

第4条 前条に掲げる直接工事費相当、共通仮設費相当、現場管理費相当及び一般管理費等相当は、工事種別に応じて別表第1のとおりとする。

(変動型最低制限価格の設定基準)

第5条 第2条に該当する場合において、予定価格が1,000万円以上の入札で、品質の確保が必要であり、低価格競争等のダンピングのおそれがあると認められるときは、別表第2の左欄に掲げる要件に応じ、右欄に掲げる方法により最低制限価格を設定することができるものとする。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成27年2月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う工事及び製造の請負についての請負契約の入札について適用する。

別表第1（第4条関係）

費用 工事種別	直接工事費相当	共通仮設費相当	現場管理費相当	一般管理費等相当
土木工事・水道施設工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事（鋼橋製作）	直接工事費 + 材料費 + 製作費 + 工場塗装費 + 輸送費 + 架設費	共通仮設費 + 間接労務費	現場管理費 + 工場管理費	一般管理費等
土木工事（電気一般）	直接工事費 + 機器費 × 0.6	共通仮設費 + 機器費 × 0.1	現場管理費 + 機器費 × 0.2 + 技術間接費	一般管理費等 + 機器費 × 0.1
土木工事（電気鉄塔・反射板）	架設工事原価の直接工事費 + 工場塗装費 + 鉄塔製作費 × 0.6	共通仮設費 + 鉄塔製作費 × 0.3	現場管理費 + 鉄塔製作費 × 0.1	一般管理費等
土木工事（機械）	直接工事費 + 直接製作費	共通仮設費 + 間接労務費	現場管理費 + 工場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費	一般管理費等
建築工事及び建築設備工事	直接工事費 × 0.9	共通仮設費	直接工事費 × 0.1 + 現場管理費	一般管理費等
建築における昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事	直接工事費 × 0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.2	一般管理費等
上下水道工事（電気・機械）	直接工事費 + 機器費 × 0.6	共通仮設費 + 機器費 × 0.1	現場管理費 + 機器費 × 0.2 + 据付間接費 + 設計技術費	一般管理費等 + 機器費 × 0.1

別表第2（第5条関係）

全ての入札書のうち、予定価格を超えないものを有効な入札書とし、2者以上が該当する場合	全ての有効な入札書のうち、入札額の低い者から6割を採用（小数点以下の端数が生じる場合は切上げ整数止めとする）し、その平均入札額（円未満切捨て）に90%を乗じて得た金額とする。 ただし、計算上の最低制限価格に1,000円未満の端数が生じる場合は、1,000円未満を切捨てる。
有効な入札書が1者の場合	最低制限価格の設定は行わない。